

参考2 用語の解説

大阪湾沿岸海岸保全基本計画で用いられる各種用語について、参考として以下に解説を加える。なお、各用語の解説を作成するにあたり主に参考とした図書等（①～⑮：p. 42 参照）についても付記する。

あ～お

あかしお（赤潮）

参考資料：①

プランクトンの異常繁殖で海水が赤褐色に変色する現象を赤潮という。夏から秋にかけて都市や工業地帯の沿岸海域で多発し、窒素化合物やリン化合物・ビタミン類などが海水に流入したための、海水の富栄養化が原因と考えられている。瀬戸内海で多発し、ハマチ・カキなどの養殖漁業に被害をもたらしている。

あめにてい（アメニティ）

参考資料：②

快適性、快適さ。住みごこちのよさ。土地・建物・環境などについていう。

えきじょうか（液状化）

参考資料：③

ゆるく堆積し地下水で飽和している砂質地盤に地震動が加わり、間隙水圧が上昇して砂の粒子間の噛み合わせがはずれ、地盤が液状になり支持力を失うこと。

か～こ

かんきょうきじゅん（環境基準）

参考資料：①

環境基本法第 16 条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で期待されることが望ましい基準として定められている。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものである。

きおうさいこうちょうい（既往最高潮位）

参考資料：③

過去に観測された最高の潮位。

さ～そ

さくぼうへいきんかんちょうい（朔望平均干潮位）

参考資料：③

朔望（新月および満月）の日から 5 日以内に現れる各月の最低低潮面を平均した水面である。L. W. L.

さくぼうへいきんまんちょうい（朔望平均満潮位）

参考資料：③

朔望（新月および満月）の日から 5 日以内に現れる各月の最高満潮面を平均した水面である。H. W. L.

しぜんかいがん（自然海岸）

参考資料：④

海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない海岸）。

→参照：半自然海岸、人工海岸

しぜんかいひんほぜんちく（自然海浜保全地区）

参考資料：①

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく地域指定の一つで、瀬戸内海の内海沿岸とこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区。

しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ（自然環境保全基礎調査）

参考資料：①

全国的な観点から、わが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境庁（当時）が昭和 48 年度より自然環境保全法第 4 条の規定に基づき概ね 5 年毎に実施している調査。一般に緑の国勢調査と呼ばれ、陸域、陸水域、海域等の調査項目を分類し、国土全体の状況が調査されている。

しぜんこうえん（自然公園）

参考資料：⑤

国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

国立公園：わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。以下同じ。）であって、環境大臣が自然公園法第 10 条第 1 項の規定により指定するものをいう。

国定公園：国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、環境大臣が自然公園法第 10 条第 2 項の規定により指定するものをいう。

都道府県立自然公園：すぐれた自然の風景地であって、都道府県が自然公園法第 41 条の規定により指定するものをいう。

→参照：自然公園法

しぜんこうえんほう（自然公園法）

参考資料：⑤

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする法律。

しゅんせつ（浚渫）

参考資料：⑥

水（海）底の土砂をさらったり、掘削したりする工事。航路、泊地の造成、河川の改修、埋立土砂の採取などの目的で行われる。

じんこうかいがん（人工海岸）

参考資料：④

港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸。

→参照：自然海岸、半自然海岸

すいいきるいけい（水域類型）

参考資料：⑦

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域を対象として、水質汚濁が著しい、または著しくなるおそれがあるかどうかなど現在及び将来の利水目的などを考慮し、水域毎に類型を指定することとなっている。

参考資料：⑧

せとないかいかんきょうほぜんとくべつそちほう（瀬戸内海環境保全特別措置法）

瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする法律。

ぜろめーとるちたい（ゼロメートル地帯）

本基本計画においては、平均満潮面以下の土地をいう。

せんてきぼうごほうしき（線的防護方式）

参考資料：⑨

一般的に海岸線に直立型の堤防や護岸を線状に設置する方式である。デメリットとして、背後の住民が前面の砂浜や海を利用しにくく、海への眺望が阻害されるケースもみられる。

た～と

ちきゅうおんだんか（地球温暖化）

参考資料：①

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質を持ち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらし、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されている。

ちょうじゅうほごく（鳥獣保護区）

参考資料：⑩

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき設定される。鳥獣保護区内に、鳥獣保護区特別保護地区が設定されている場合は、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うためには、環境庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

ていーびー（T.P.）

参考資料：⑥

東京湾平均海面。日本国における高さの基準（標高）として採用している。明治6年から12年まで6年間の東京霊岸島の潮位観測結果から、東京三宅坂の日本水準原点の標高24.500mを定めた。大正12年の関東大地震以降は24.4140mとなった。

$$\left\{ \begin{array}{l} T.P. = K.P. + 0.89m \quad (K.P. : \text{神戸港修築工事基準面}) \\ T.P. = O.P. + 1.30m \quad (O.P. : \text{大阪湾最低潮位}) \end{array} \right.$$

な～の

ないすいはいじょ（内水排除）

参考資料：⑪

台風等にもなう高潮時には、高潮災害から堤内地を守るため水門を閉鎖する。この水門閉鎖により海へ自然排水できなくなった河川水を、ポンプで汲み上げ海へ排出することを内水排除という。なお、堤防で守られているところ、つまり堤防を境にして家屋が立っている側を「堤内」、川側を「堤外」と呼び、そこでの水をそれぞれ「内水」、「外水」と呼ぶ。

は～ほ

ばりあふりー（バリアフリー）

参考資料：⑫

バリア（障壁、さえぎるもの）がないこと。障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、昭和49年（1974年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この言葉が使用されるようになった。

はんしぜんかいがん（半自然海岸）

参考資料：⑬

道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない場合でも海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする）。

→参照：自然海岸、人工海岸

ひがた（干潟）

参考資料：⑭

海岸で低潮時に砂質または泥質が露出している場所。河口域または内湾に多く発達する。掘潜性の動物等特異な動植物が生育する場所である。

ひょうさ（漂砂）

参考資料：③

海浜における底質は波や流れにより常に移動している。この海浜における底質の移動現象あるいは移動物質を漂砂という。漂砂を移動方向で分類し、汀線に沿う方向成分の漂砂を沿岸漂砂という。なお、汀線に直角方向成分の漂砂を岸沖漂砂という。

ふうちちく（風致地区）

参考資料：⑬

都市計画法に基づく地域地区の一種で都市の風致を維持するために定められる。風致地区の指定地としてふさわしい土地の区域は、自然の景勝地、公園、沿岸、低密度住宅地などである。

ぶろむなード（プロムナード）

参考資料：⑭

「散策、散歩道、遊歩道」を意味する。

へいきんちょうい（平均潮位）

参考資料：③

最近5カ年の月平均潮位の平均値をいう。

ほごすいめん（保護水面）

参考資料：⑮

水産資源保護法において、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。

ま～も

みんかんひえいりそしき（民間非営利組織（NPO））

参考資料：⑫

非営利（利潤追求、利益配分を行わない）、非政府（政府機構の一部ではない）の立場から、自主的、自発的な活動を行う団体の総称。なお、1998年に公布された特定非営利活動促進法によって設けられたものを「特定非営利活動法人」という。

めんてきぼうごほうしき（面的防護方式）

参考資料：⑨

海岸の前面に砂浜をつくり、海岸線には階段堤防などの天端の低い保全施設を設置する等の方式で、海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により防護するため、高波が背後に進入する恐れや侵食などが少なく、背後の住民は前面の砂浜や海を容易に利用することも可能である。

もば（藻場）

参考資料：⑬

沿岸浅海域で海藻藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚育成場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。

や～よ

ゆにばーさるでざいん（ユニバーサルデザイン）

参考資料：⑭

米国のロン・メイスン氏が提唱した比較的新しい概念である。すべての人々のためのデザインで、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人々が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物や施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。

参考資料：

- ① 「せとうち環境創造ビジョン」 兵庫県
- ② 「カタカナ語辞典」 角川書店
- ③ 「改訂 海岸保全施設築造基準解説」 海岸保全施設築造基準連絡協議会
- ④ 「自然環境保全基礎調査」 環境庁
- ⑤ 「自然公園法」
- ⑥ 「海洋調査技術用語辞典」 社団法人海洋調査協会
- ⑦ 「水質汚濁に係る環境基準について」
- ⑧ 「瀬戸内海環境保全特別措置法」
- ⑨ 「面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル」 社団法人日本港湾協会
- ⑩ 「鳥獣保護法」
- ⑪ 「大阪府の海岸」 大阪府港湾局
- ⑫ 「2002年版 現代用語の基礎知識」 自由国民社
- ⑬ 「環境アセスメント基本用語事典」 環境アセスメント研究会
- ⑭ 「広辞林」 三省堂
- ⑮ 「水産資源保護法」